

千葉県多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉県多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
1	P42	市内の関係団体・関係者などの連携強化、ネットワーク化 市内在住の外国人・留学生を集めて、シンポジウムや交流会があったら良いと考える。(団体同士が交流し、外国人、日本人、それぞれの団体、コミュニティなどが共通の諸問題を考え、対話し重層的につながり広がる取組・イベント)	P.42の「1 共生社会の基盤づくり(1) 連携体制の構築、ア 多文化共生ネットワーク(仮称)の構築【新規】」に「地域の多文化共生に関わる様々な活動主体が連携、相互に情報交換を行い、課題解決に向かって協働する体制を構築します。」と記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。 いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
2	P42	有識者や現場団体や関係個人の会議体も継続的に情報収集や交換目的で開催できると良いと思う。(神田外語大学のほかにも、千葉大や淑徳大や敬愛大学の取組もその他の大学もふくめ合同会議・シンポジウムなども面白いと思う。)	P.42の「1 共生社会の基盤づくり(1) 連携体制の構築 ア 多文化共生ネットワーク(仮称)の構築【新規】」に「地域の多文化共生に関わる様々な活動主体が連携、相互に情報交換を行い、課題解決に向かって協働する体制を構築します。」と記載しており、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。 いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	

千葉市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉市多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
3	P6	<p>県の多文化共生指針との連携・連動取組</p> <p>千葉県でも2020年に多文化共生推進プランを策定されている。加えて今回熊谷知事が多様性尊重の条例制定を目指すそうです。県と市での違いもあるが、連携したり共同で推進する動きが全体としての推進力となる。</p> <p>例：四街道市のアフガニスタン集住地域での取り組み</p>	<p>これまでもウクライナ避難民支援など国や県との連携は進めてきておりますが、今後も個別施策において連携を検討してまいります。</p>	
4	—	<p>外国ルーツを持つ当事者が多い、交流団体への活動支援</p> <p>例：被支援者が支援者に育つような継続的な取り組み活動の誘導、支援</p>	<p>現在、千葉市国際交流協会では、市内のボランティア団体による在住外国人支援活動・国際協力・国際交流の促進を図るため、事業に要する経費の一部を助成する「国際交流・国際協力団体活動助成」を行っています。</p> <p>いただいたご意見は、交流団体の持続可能な活動支援を推進していくうえでの参考とさせていただきます。</p>	
5	P4	<p>冒頭“本市の外国人市民の在留資格の内訳をみると、・・・”と記載されています。この在留資格の内訳はどこに記載されているか教えてください。在留資格の内訳は、一般市民には馴染みのない資料だと思いますので、それを引用するならば、出典を記述していただいた方がよいと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正案&gt;</p> <p>本市住民基本台帳において過去10年間の外国人市民の在留資格の内訳をみると、永住者の増加が顕著であり、滞在中長期化が進んでいることが分かります。</p>	○
6	P12	<p>“年齢区分別の外国人人口の割合では、25～34歳で、すでに5%以上が外国人となっています”と記載されています。確かにその通りであることを図5は示していますが、年齢25～34歳の日本人が他と比べて低いこと、逆に外国人が他と比べて若干多いことが外国人の割合を高くしていることがわかります。では何故この現象が起きているのかの説明が必要です。5年後でもこの現象が予想されるのか、それとも右側（年齢の高い方）にシフトするのが重要だと思えます。</p>	<p>日本人住民については少子化に伴う人口減少、外国人住民については在留期間が短い技能実習生や留学生など20・30代の若い世代が多いことが理由として考えられます。</p> <p>人口動態については、日本人の少子高齢化、外国人の在留期間が短い在留資格者の転入転出、一部在留期間の長期化など様々な要因が複合的に生ずることが想定されますので、今後も経過を注視してまいります。</p>	
7	P15 P18 P19	<p>図10生活に困っていること、心配なこと、図16仕事で困っていること、図17学校について、子どもが困っていること、図18学校について、親が困っていること、図19日本において災害で困った経験は において、特になく困っていることや不満はない との回答が、一般的な日本人のアンケート調査と比べて異様に多いように思えます。設問及び選択肢の言語も含めて“特になく”及び“困っていることや不満はない”の再点検が必要だと思えます。</p>	<p>本調査において必要なサンプル数が得られていること、及び出入国在留管理庁が実施している同種の調査「在留外国人に対する基礎調査」においても同様の傾向が見られることから、調査集計に問題はないと考えます。</p>	
8	P21	<p>“・・・肯定的な回答は41.0%であり、平成26（2014）年度の調査結果（12.9%）と比較すると一定の改善が見られ、外国人市民と日本人市民の理解が進んできていると評価できます”と記載されています。H23、H26に比べてR4が劇的に変化した理由は何でしょうか？サンプル数（母数）が示されていないので定かではありませんが、どちらともいえない と無回答が影響しているように思えます。ロシアのウクライナ侵略が影響しているかもしれません。ただし、令和3年度の外国人調査（図23の右側のグラフ）を見ると、単に日本人と仲良くしたいと思っているのかもしれませんが。調査対象や方法時期の異なるアンケート結果を使って“日本人市民よりも外国人市民の方が、相互理解が進んでいると結論付けるのは誤ったメッセージとなる可能性があります。</p>	<p>調査対象や実施方法、実施時期が異なる調査結果を一概に比較はできませんが、一定の傾向は表れているものと認識しております。今後も調査を継続し、検証を行ってまいります。</p> <p>なお、サンプル数についてはご意見を踏まえ記載をいたします。</p>	
9	P22	<p>図24、図25の横軸目盛の数字の単位を付記してください。多分、件数だとは思いますが。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>&lt;修正案&gt;</p> <p>単位：「件」の付記</p>	○

千葉市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉市多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
10	P24	<p>“また企業において外国人材を受け入れ、地域において外国企業を受け入れることも、共生社会実現への基盤づくりの一つと言えます”と記載されています。その通りだと思いますが、国際都市を目指す千葉市役所で外国人職員を受け入れることだと思います。すでに受け入れているのであれば、記載すべきです。</p>	<p>千葉市職員採用試験においては、消防士を除いて、「日本国籍を有する人」以外にも、「出入国管理及び難民認定法による永住者」、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」の方も受験可能となっています。</p> <p>また、本市は「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）における国際交流員（外国人職員）を採用し、国際交流課において勤務しています。</p> <p>上記施策は、他市にも多くの事例があり、本市に特徴的な施策ではないため、原文のままとします。</p>	

千葉市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉市多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
11	P29	本文においてR5年度、R7年度のような簡略表記は適切ではないように思います(表、図の場合はスペースの関係で許容される)。第1章のように令和5(2023)年度、令和7(2025)年度の表記を望みます。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> 本市は、推進の方向性を、 <u>令和5(2023)年度から令和7(2025)年度</u> までに実施する施策のレベルへ具体化し、行動計画(アクションプラン)を定めます。	○
12	P34	タイトル(エ)生活者のための日本語学習教室モデル運営、カリキュラム作成 末尾には【新規】が必要と思います。年度計画が示されている事業には【新規】または【拡充】が末尾にあります。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> (エ)生活者のための日本語教室モデル運営・カリキュラム作成【 <u>新規</u> 】	○
13	P39	“(イ)高校生、大学生向け就職セミナー【新規】”は、次の(ウ)に倣って“(イ)外国人高校生、大学生向け就職セミナー【新規】”の方が混乱を避けることができると思います。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> (イ) <u>外国人</u> 高校生、大学生向け就職セミナー【新規】	○
14	P43	エ JICA海外協力隊経験者による情報発信の機会の創出【新規】が適切と思います。(前2項と同様の理由)	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 <修正案> エ JICA海外協力隊経験者による情報発信の機会の創出【 <u>新規</u> 】	○
15	P45	大学間交流の実施が重点施策として掲げられています。素晴らしいことだと思いますが、千葉市立大学が存在しない現段階で可能でしょうか?もし可能ならば、千葉市の他の計画書でも国立、私立の大学等との連携してください。他の計画書の対象学校は、千葉市立の小・中学校、千葉市立高等学校だけです。	本市では様々な分野で市内の大学と連携事業を実施しており、国際交流事業においては千葉大学及び神田外語大学と連携し海外の大学との間で交流の場を実施してきております。今後も、市立小・中・高校だけに限らず、市内の大学による海外の大学との交流を推進してまいります。	
16	P47	P29の施策の体系図は、基本理念、方向性Ⅰ・Ⅱ、そして素晴らしい行動計画(アクションプラン)となっています。さらに行動計画には具体性があり分かりやすい内容となっています。それに比べて指標、根拠(指標測定の手段)に物足りなさを感じてしまいます。再検討をお願いします。アンケート等は指標測定の手軽で有効な手段の一つですが、特に外国人に対しては、ヒアリングなどで補強しないと間違った結論に結び付く可能性があります。	成果を図る指標として数値を設定していますが、ご指摘のとおり政策の効果は、ヒアリングなどの様々な情報を総合的に勘案して評価してまいります。	

千葉市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉市多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
17	P32	<p>次の様に修正してはいかがでしょうか。                      (ア) 外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語指導を支援するため「外国人児童生徒指導協力員」及び日本語学習支援団体より「日本語学習支援員」を派遣します。</p> <p>日本語学習支援団体（千葉市JSL児童・生徒支援の会等）に実践的な日本語指導法の講座の開催及び運営費用の不足などに対応するための支援を実施します。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。                      &lt;修正案&gt;                      (ア) 外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語指導を支援するため「外国人児童生徒指導協力員」及び日本語学習の支援員を派遣します。</p> <p>なお、「実践的な日本語指導法の講座の開催及び運営費用の不足などに対応するための支援」については、P34（ア）日本語教室のスキルアップ支援（指導者・支援者育成）【新規】、及び（イ）日本語教室の支援【新規】を記載しておりますので、原文のままとします。いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。</p>	○
18	P44	<p>或いは、P44（1）ボランティア支援に次の追加はいかがでしょうか。                      イ ボランティア団体（千葉市JSL児童・生徒支援の会等）に日本語学習指導法の講座開催や運営費用の不足などに対応する支援も行います。</p>	<p>「ボランティア団体（千葉市JSL児童・生徒支援の会等）に日本語学習指導法の講座開催や運営費用の不足などに対応する支援」については、P34（ア）日本語教室のスキルアップ支援（指導者・支援者育成）【新規】、及び（イ）日本語教室の支援【新規】を記載しておりますので、原文のままとします。いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。</p>	
19	P32	<p>外国人児童生徒指導協力員とは、新規に採用されるのでしょうか、またその資格や条件・支援内容等教えてください。</p>	<p>「外国人児童生徒指導協力員」は従来から採用され活動しています。新規の採用については、必要に応じて公募しています。</p> <p>(1) 資格・条件                      ・日本語と日本語以外の言語（中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、スペイン語）を話したり、書いたりすることができる方</p> <p>(2) 支援内容                      ・日本語指導及び学校生活適応指導。通訳、翻訳、家庭訪問、保護者対応。</p>	
20	P42	<p>認知症サポーター養成講座を受講した者にリストバンドを配布するように、街中で外国語に関する一定の知識を有する者を可視化することへの意見を提示する。</p>	<p>「外国語に関する一定の知識を有する者」を可視化することは現段階で検討はしておりません。</p> <p>外国人を支援する人材については、P42 重点施策 【方向性Ⅱ】 1 共生社会の基盤づくり（2）相互理解の促進 ア 多文化共生を担う人材「つなぎて」を育成することとしており、外国人支援活動が円滑に行われるような手段については、今後検討してまいります。</p>	



千葉県多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉県多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
21	P32P33	・小中学校での支援の充実を。 一人でも言葉の分からない子がいたら、通訳をつけてください。 孤立しないような工夫をお願いしたいです。学校に慣れてもらえるよう、クラスの中で友達になれそうな子をお世話役としてつける等、受け入れる日本の子どもたちのためにもなると思います。通級学級は3カ所では不足です。学校ごとに日本語指導のクラスを特別に持てれば良いと思います。大学と連携して、学生にボランティアとして来てもらうなども考えられます。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。なお、外国にルーツを持つ児童生徒への支援としては、「外国人児童生徒指導協力員の派遣」「中学生対象の学習言語の習得を目指す通級指導教室の運営」「日本語指導の必要な児童生徒が多く在籍する学校への日本語指導担当教員の配置」をしております。その他、日本語指導のボランティアの依頼、大学生への日本語指導のボランティアの依頼についても実施しております。	
22	—	・幼い子のいる母親向けの交流の場を開いてください。 公民館、図書館、コミュニティーセンターなどの自主事業として地域の人を巻き込んで開ければ良いと思います。町内会館などを活用してもいいと思います。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
23	P34	・日本語学級に財政的な支援を積極的にお願ひします。日本語学級は区の活性化補助金をもらって会場費やテキスト代をまかない、スタッフは無償のところが多いです。会場費、教材費の支援をしてください。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。なお日本語教室については、P34（イ）日本語教室の支援【新規】を記載しております。	
24	—	・図書館は一人で学べる場所です。海外から来た人が使えるような資料を、地区館、分館にも豊富にそろえてください。それとともに、案内できる職員の養成も大切です。	地区図書館・分館の洋書につきましては、外国人利用者の状況等を踏まえつつ、地区図書館・分館も含め、充実に努めて参ります。	
25	P43	・職場での日本語学習の場作りの支援が必要です。オンライン学習の紹介や財政的な支援をお願いしたいです。	P43「ウ 企業内でのやさしい日本語研修」で記載のとおり、外国人社員が安心して働ける職場を作るため、日本人社員に対するやさしい日本語研修を、外国人を雇用する企業の希望に応じて実施してまいります。 また、オンライン学習の紹介など、いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
26	P42	・多文化共生を考える市民の意見交換の場を定期的を開いてください。教育委員会、国際交流課など関係所管の方と共に考える場があれば、千葉市の状況がシェアでき、今後の施策作りに活かせると考えます。	P42「1 共生社会の基盤づくり（1）連携体制の構築 ア 多文化共生ネットワーク（仮称）の構築【新規】」に記載のとおり、地域の多文化共生に関わる様々な活動主体が連携、相互に情報交換を行い、課題解決に向かって協働する体制を構築します。	
27	P16 P22	○税や社会保障制度に関する情報提供・セミナー等の実施 図13(p16)及び図25 (p22)において、税や社会保障に関する情報提供に課題があることが見て取れる。税や社会保障は国によって制度が異なるため、丁寧な説明が必要である。また、社会の構成員としての権利と義務について知ってもらうという意義もある。他の地域では高齢化した外国人の無年金問題も発生しており、将来の安定した生活のためにも税と社会保障に関する基礎知識は不可欠である。特に、外国人にとっては税と社会保障は永住権や帰化申請をする際に重要となるため、多言語情報をオンラインで提供したり、セミナーを開催することを提案する。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
28	P22	○未払い医療費補填制度や医療通訳、翻訳アプリの導入等の検討 コロナ禍の影響を受けR3年度の外国人の相談内容の1/3が医療・社会保障になっている。千葉大学移民難民スタディーズおよび多文化フリースクールちばの調査では調査対象となった県内の外国人の4割が言葉の問題や健康保険証がないため受診を控えている現状が明らかになった。外国人の医療へのアクセスの課題の背景には、言語的課題のほか経済的課題もある。難民世帯でも安心して医療にかかることが出来るような対応策の検討をお願いしたい。例えば、既に他地域で導入されている未払い医療費補填制度や医療通訳、翻訳アプリの導入などの検討を提案する。 千葉の移民コミュニティの教育と福祉に関する調査（2022）	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。なお、令和5年1月から千葉県国際交流協会の登録ボランティアによる病院などでの通訳制度を実施しております。	

千葉県多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉県多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
29	P25P42	<p>○外国人市民の声を施策に反映させるための委員会の設置</p> <p>「全ての市民」を主語にするためには、国籍や言語・文化にかかわらず、また参政権があるかどうかにかかわらず、千葉市の「まちづくり」に参画するための具体的な道筋を示す必要がある。そのためには、外国人市民が地域社会の一員として行政施策に対して意見を述べ、反映させることのできる具体的な仕組み（有識者懇談会等）が必要である。それらの会を委員会として制度化することを提案する。長期に滞在している外国人市民が責任をもって政策形成に参画できるように、氏名と議事録の公開を求める。</p>	<p>P.42「1 共生社会の基盤づくり（1）連携体制の構築 ア 多文化共生ネットワーク（仮称）の構築【新規】」に記載のとおり、地域の多文化共生に関わる様々な活動主体が連携、相互に情報交換を行い、課題解決に向かって協働する体制を構築を目指します。</p>	
30	P25P42	<p>○社会資源・人的資源の可視化、明確化</p> <p>推進主体には「千葉市や千葉市国際交流協会をはじめ、全ての市民や関係組織・団体など」が挙げられているが、外国人市民の支援を可能とする社会資源（医療や福祉、雇用、住居、移動、教育、在留資格、法律や生活全般にかかわる制度、それらにかかわる関係機関や専門職団体等）および人的資源（日本語教育、教育学、社会学、言語人類学、移民難民研究、地域研究、経済学、政治学、社会福祉学、ソーシャルワーク、司法等の専門家や外国人支援や多文化共生にかかわる専門知識や経験を持ち合わせたボランティア等）を見える化し、明確化しておく（リスト化等）ことが必要である。</p>	<p>P.42「1 共生社会の基盤づくり（1）連携体制の構築 ア 多文化共生ネットワーク（仮称）の構築【新規】」に記載のとおり、地域の多文化共生に関わる様々な活動主体が連携、相互に情報交換を行い、課題解決に向かって協働する体制を構築を目指します。</p>	
31	P26	<p>○対話を通して議論し、認識を共有するプラットフォームの創出</p> <p>原案には「…これまで培ってきた知識やネットワーク、蓄積してきた経験や情報、そして育成してきた人材を生かしながら、それぞれの役割を理解したうえで連携を図り」（p26）との文言があるが、各主体が個別のやり方で介入・対応することが混乱や対立、分断を産んでしまう可能性や支援の切れ目を生み出してしまう可能性も否めない。従って、以下のような修正を提案する（赤字部分を追加）。</p> <p>千葉市や千葉市国際交流協会をはじめ、全ての市民や関係組織・団体などが、これまで培ってきた知識やネットワーク、蓄積してきた経験や情報、そして育成してきた人材を活かしながら、それらを共有し、共通の認識を持てるよう研修等の機会を設けられるプラットフォームを創出する。議論と対話を通し、それぞれの役割を理解したうえで連携を図りグローバル化の進展により常に変化しつつある社会経済情勢を的確に捉えて取組みを進めていくことが重要である。</p>	<p>P.26は各推進主体の説明をするものです。</p> <p>「それぞれの役割を理解したうえで連携を図り」という文言により、ご指摘の「経験、情報、人材を活かして共有し、共通の認識を持つ」ことを含めて考えられますので、原文のままとします。</p>	
32	-	<p>○他県・他市の取組み事例を参考とした整備の必要性</p> <p>発信に際し、他県・他市の事例は大変参考になる。例えば、常総市では、認定NPO法人茨城NPOセンター・コムズが運営する「ピアサポート常総」や茨城NPOセンター・コムズグローバルセンター」の取組み事例を記載しておく。とりわけ、ピアサポート常総では、「発災時、被災後の多言語ハンドブック（2021）」「外国人のための生活ガイドブック（2021）（2019）」の発行が多言語にてされており、「悩みごとを抱えた外国人住民や多文化ソーシャルワーカーのための社会資源ガイド（2020）」など生活相談に役立つガイドブックも出版されている。主要な言語だけでなく、ネパール語やシンハラ語、ウルドゥー語、ウクライナ語などでも提供されている。</p> <p>医療ソーシャルワーカーを含み、「生活」そのものや「くらし」を支える地域のソーシャルワーカーとのつながりの構築は必要不可欠である。ピアサポート常総では、「多文化ソーシャルワークネットケース検討会」が開催されており、母子保健や児童福祉をテーマとしたケース検討会や外国籍市民への生活福祉資金貸付等をテーマとしたケース検討会もなされている。その資料もウェブサイトに掲載され、発信されている。</p>	<p>本市においても転入外国人市民向けに、日常生活に必要な最も重要な情報をまとめた「千葉市生活ガイド」（やさしい日本語）を作成しており、多言語対応のホームページと連携した案内を実施しております。</p> <p>また、外国人市民向けに災害、避難、日ごろの準備を知ってもらうため「外国人のための防災ガイドブック」（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、やさしい日本語）を発行しております。</p>	
33	P31	<p>○リーフレットへの子どもの教育情報の加筆</p> <p>子育て世代の外国人転入者が多いことから、リーフレットに子どもの学校、教育に関わる情報を含めることで、スムーズな就学、学習支援に結び付けられると考える。</p>	<p>本市においては転入外国人市民向けに、日常生活に必要な最も重要な情報をまとめた「千葉市生活ガイド」（やさしい日本語）を作成しており、多言語対応のホームページと連携した案内を実施しております。</p> <p>ホームページには、子育て・教育に関する情報も掲載をしております。</p>	

千葉県多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉県多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
34	P32	○「小中学校での学習支援」の調査・課題分析を基にした施策検討 外国人生徒のための指導協力員や日本語指導担当教員は現場でさまざまな課題に直面している。その課題を共有し、分析し、施策に活かしていく仕組みが必要である。そのためには授業研究・研修・情報交換会を推進主体が責任を持って行うことが重要である。外国ルーツの子どもたちが不就学と低学歴に陥らないよう、市教育委員会が主体となって日本語学習支援の関係者のネットワークを構築することを提案する。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。 なお、教育委員会主催の研修会として、指導協力員や日本語指導担当教員、通級指導教室の講師対象に合同の研修会を年5回実施しております。情報交換や現状の課題の共有、課題解決のための研修等の内容です。令和2年からスタートしておりますが、令和4年度からは、大学教授にプロデュースを依頼し、外国にルーツを持つ児童生徒の指導関係者のニーズを把握し、研修内容をより良く拡充しています。今後も外国にルーツを持つ児童生徒の指導関係者のよりどころとなるように研修を実施していきます。	
35	P32	○外国ルーツの子どもたちの就学状況の把握と不就学を防ぐ取り組み 千葉大学移民難民スタディーズとNPO法人多文化フリースクールちばが行った調査では県内の外国ルーツの学齢期の子どもたちの一定数が不就学となっていることが明らかになっている。外国籍者に対しては就学の義務が課されていないことから、把握が困難である。しかし、SDGsや推進の【方向性1】に照らしても、子どもの教育支援は最重要課題である。そのため外国籍の子どもたちの就学実態の把握と不就学をゼロにする取り組みが求められる。他地域では官民の連携により下記のような取り組みが行われている。参考：浜松市における「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」について	ご紹介いただいた浜松市を参考にしながら、今後の個別施策を検討します。 なお、本市においても就学の状況の把握は実施しております。	
36	P32	○「学校につなぐための日本語支援」の必要性 「ことば」の支援(2)で小・中学校以外での学習支援では「生活者のため」の日本語学習支援が対象になっているが、学校での学習と学校外の「生活者」の間に位置する人々も多く存在している。具体的には、日本語が十分でないために高校等に進学できなかった既卒生や、9年間の学校教育を修了しておらず高校へ行けない子どもたちである。彼らへの支援という目的もあって「かがやき夜間中学校」が設置されたが、中学校は主に教科を学ぶ場所であり、それを補うためにも「学校へつなぐための日本語支援」が必要である。ちなみに、文科省も「定住外国人の子供の就学支援事業」を「学校外の事業」として位置づけ取り組んでいる。 政情不安が続いているアフガニスタンやスリランカから来日し、多文化フリースクールちばや日本語教室に通う子ども達が増加しているなか、夜間中学校での定員制限や通学し得る距離に夜間中学校が開設されていない等の理由によって進学が困難となる子どもたちも多く存在している。プランでは通級教室の拡充や夜間中学の設置が見込まれており、大変喜ばしい。既存の制度による排除、また行政の体制整備が不十分であることに起因する課題でもあるため、今後も引き続きこうした状況におかれた子どもたちを考慮した制度の改善、また公的介入が必要である。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
37	P32	○「日本の小中学校に編入する生徒へのプレスクールの設置」の必要性 千葉県でも外国人居住者が昨年1年間で9%増加している。これに対して、本施策は「外国人児童生徒児童協力員の派遣」や「外国人児童指導教室の設置」をあげられているが、急激な増加に十分な協力員の派遣や教室の設置は対応できるだろうか。また、今まで外国人児童生徒を受入れ未経験の学校もあり、対応が後手に回る可能性もある。この問題に対応するために、多くの自治体が編入する生徒を集めて一定期間プレスクールで集中的に日本語を学習する方式を取り入れている。初期指導が最も重要で、ある程度の日本語が修得できれば、その後の指導がし易くなるからであり、教員からも歓迎されており、教員の働き方改革の面からも期待されている。日本語が学習言語になるには時間がかかるため、千葉県でも小中学生を対象に各区単位でプレスクールを設置して試みるのが効果的と思われる。 なお、栃木県小山市では小中学生を対象として6か月のプレスクールを実施している。	プレスクールの設置については、集住地域と散在地域があること、プレスクールへの通学に関し送迎が必須となることから、千葉県として設置が難しいと考えています。外国にルーツを持つ児童生徒への支援については、「外国人児童生徒指導協力員の派遣」「中学生対象の学習言語の習得を目指す通級指導教室の運営」「日本語指導の必要な児童生徒が多く在籍する学校への日本語指導担当教員の配置」をしております。その他、日本語指導のボランティアの依頼、大学生への日本語指導のボランティアの依頼についても実施して、基本的には学校での支援体制を充実できるようにしております。	



千葉市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉市多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
38	P32	<p>○対象と合致した教材へのアクセスと教材更新の検討</p> <p>現在、教職員らや日本語支援員らが試行錯誤の中で教材を探して使用している。千葉市の国際交流協会でも作成しているが、他県で作成したもの（「ひろこさん」「みえこさん」等）を含めて、留学生など大人を対象とした日本語教材が多く、学齢期の子どもの発達や実際のニーズとは合致していない。近年、学齢にあった教材も開発されているので、千葉市でもどのような教材があるのか、その指導法も併せてHP上に情報を共有する必要がある。その際にも、ゼロから始めるのではなく日本語教育学会や異文化間教育学会に所属する大学教員など専門家の意見を聞きながら情報をまとめると効率よくできるのではないだろうか。専門家とともにその内容の更新を検討していける体制が必要である。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。</p>	
39	P34	<p>○家族形態、労働形態や宗教規範等に配慮した学習の場の創設</p> <p>地域日本語教室の多くは、「労働者」向けに夜間に実施されていたり、「生活者」のために平日の昼間に実施されていたりする。しかしながら、子育て中であったり、異性と同室での学習を望まなかったりする外国人の方々もいる。市川市（行徳）では、社会福祉法人日本国際社会事業団が「ムスリム女性のための日本語教室」を平日の日中、対面およびオンラインで開催（子連れ可）しており、生活や子育て、PTA、自治会・町内会、子どもの学校の先生や保護者との付き合い、防災等に必要な日本語の学習を行っている。原案では、（オ）外国人介護職員のための日本語教室のみが別項目として立てられているが、介護（職）に必要な日本語をわけて考えるのと同様に、家族形態や労働形態、宗教規範等に配慮した日本語学習の場の設置が求められる。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。</p>	
40	P36	<p>千葉大学移民難民スタディーズと多文化フリースクールちばの調査結果や様々な先行研究では、外国人市民が課題をかかえた際、「どこに相談したら良いかわからない」ことが多いことが示されている。これに対し、浜松市では、多言語によるワンストップ相談サービスを実施している。浜松市は、HAMAPO（はままつ多文化共生・国際交流ポータルサイト）を開設しており、浜松市多文化共生センター、浜松市外国人学習支援センター、浜松国際交流協会（HICE）が連携の中心となって「くらし」を支える多文化共生を推進している。例えば、外国人の求人や求職に関し、様々な世代、在留資格、くらしの状況、労働状況にある方を前提としたサポートを実施している。同時に、日本語学習についても、教室等のみならず自主学習用の教材が提供されている。また、文化交流・国際理解に位置付けられている「これからBuddy」では、様々な背景をもつ外国人市民自らがイベントの企画をしている。さらに、外国ルーツの職員をコーディネーターとして雇用したり、外国ルーツの若い世代のグループの支援や母語教室支援などを行っており、関係団体との連携も進んでいる。窓口をひとつにして多岐にわたる相談を引き受けつつ、連携先との協働によって課題解決に向かう方法を提案する。</p>	<p>本市においても、浜松市と同様に、千葉市国際交流協会を外国人総合相談窓口として位置づけ、多文化共生コンシェルジュや外国語相談による相談対応、日本語学習支援、文化交流・国際理解の機会を創出する等、本市の多文化共生推進の中核を担い、関係団体等との連携・協働も進んでおります。</p> <p>日本語学習などいただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。</p>	
41	P37	<p>○「行政職員のための外国人市民への対応に関する研修」の追加</p> <p>市行政のなかでも分野ごとに縦割りとなっている相談窓口において、外国人に理解のない職員の方の対応によってたらい回しにされたり、「相談を受け付けてもらえなかった」「日本語をわかる人を連れてきて」と追い返されたと深く傷つかれた外国人市民の方々の声をきいている。同じ千葉市内でも外国人の受入経験のある地域とそうではない地域における対応の差に戸惑われる市民（および支援者）も多くいる。義務教育と高等教育、教育と就労など、管轄行政の狭間に陥ってしまう課題や複数領域にまたがる課題をかかえる外国人市民は、「どこに相談すればよいかわからない」一方、「どこの窓口でも相談を受け付けてもらえない」という状況に置かれやすい。外国人同士のカップルにおけるDVや子どもへの虐待の問題が見過ごされたりすることも少なくないため、やさしい日本語の研修に加え、各窓口で外国人市民が相談にきたときの対応について研修が必要である。</p>	<p>P.37「行政職員のためのやさしい日本語研修」の記載のとおり、市職員向けに「やさしい日本語研修」を開催し、外国人市民等とのコミュニケーションや円滑にし、相談対応や行政情報の発信ができるように努めていきます。いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。</p>	

千葉市多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉市多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
42	P41	○他県・他市による多言語情報の活用 再掲となるが、ピアサポート常総では、「発災時、被災後の多言語ハンドブック（2021）」が出版されている。千葉市版の早期発行が望まれる。	現在、本市では「外国人のための防災ガイドブック」を7言語で発行しており、今後も必要な情報を更新してまいります。 （7言語：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、やさしい日本語）	
43	P42	○外国人市民も含めた連携体制の構築と「つなぎて」の育成 共生社会の基盤をつくるにあたって、当事者コミュニティも含めた連携体制の構築が必要である。例えば神奈川県では、認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ（ME-net）が中心となり、県行政や県内の市町村教育委員会、かながわ国際交流財団、横浜市国際交流協会、川崎市国際交流協会、NPO団体と広く連携し課題解決に向けて協力し合う関係を構築している。特に、教育を中心とした支援を長年にわたり実施してきたため、支援を受けて高校、大学へと進学した子どもたちが次世代へとその経験を受け継ぎ、当事者が主体となってコミュニティの内側からのエンパワメントを促進するような「多文化ユースプロジェクト等が立ち上がっている。千葉市においても、外国人市民が共生社会の基盤づくりを担う一員として育成されていくことが重要である。	P.42「多文化共生を担う人材「つなぎて」を育成」に記載のとおり、いただいたご意見の趣旨は計画に含まれております。いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
44	P32	アクションプラン 方向性1 1. 「ことば」の支援（2）日本語学習支援の強化 ア 小・中学校での学習支援 （ア）外国人児童生徒指導協力員の派遣については回数が少なく、効果が上がらないように思う。とくに中学生になって来日して、日本語がわからない状況で中学校に通わざるを得ない生徒への支援は拡充が必要。週に1時間の取り出し授業では日本語の習得はできない。 （ウ）日本語指導通級教室の花見川区のサテライト教室の開設は評価できるが、全区への開設を求めたい。また、回数を増やすなど、成果が出るようにしてほしい。	・外国にルーツを持つ児童生徒が在籍する学校では、指導の中心はあくまでも学校であり、協力者として、外国人児童生徒指導協力員や日本語指導のボランティアや大学生の日本語指導ボランティア等を活用して校内の支援体制を充実できるようにあります。 ・通級指導教室の目的は「学習言語の習得」としてあります。また、中学生は部活動など学校生活充実するための活動が多いため、指導回数を増やすことが生徒のニーズには合わないこともあります。毎年実施している通級希望者の調査等から、通級教室の全区への開設については、現在は検討しておりません。	
45	P34	イ 小・中学校以外での学習支援 （イ）日本語教室の支援 共生のまちづくりにとって、外国の方への支援は重要だが、ほとんどボランティア頼みが現状。 場所の提供や、教材等の支援を要望。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
46	P39	2. 「くらし」の支援 （3）生活支援 ウ 就学支援 本来なら行政が担うべき支援を市民団体が苦勞して行っている。人件費、場所の確保等の支援を早急に実施してほしい。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
47	P14 P16 P18	P14の図9を見ると令和3年度には小中学生の外国人児童・生徒が1,500人弱いるが、P18図17やP19図18はN=424となっている。母集団が1,500人弱でその内の424人という解釈で良いのか？アンケート結果はサンプルであるが、実際は困っている子どもはそれ以上いるのではないかと？	図17及び図18で引用しているデータは、令和3年度外国人市民アンケートの調査結果です。このアンケートは、2021年12月末時点で千葉市にお住いの18歳以上の外国人市民（※千葉市外国人市民全人口28,292人）を対象に実施し、1,232人から回答を得たものです。その1,232人のうち、同居の子どもがいると回答した424人を母集団としています。今後も調査を継続的に行い、実態把握を行いながら施策に反映してまいります。	

千葉県多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉県多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
48	P16	回答して上がっている内容は深刻なものが多いが「日本語を指導してくれる人がいない」については切実な問題である。小中学校での日本語指導はどうなっているのか、現状を知りたい。	・外国にルーツを持つ児童生徒への支援としては、「外国人児童生徒指導協力員の派遣」「中学生対象の学習言語の習得を目指す通級指導教室の運営」「日本語指導の必要な児童生徒が多く在籍する学校への日本語指導担当教員の配置」をしております。その他、日本語指導のボランティアの依頼、大学生への日本語指導のボランティアの依頼についても実施しております。	
49	P32	3 重点施策【方向性Ⅰ】 1「ことば」の支援 (2) 日本語学習支援の強化 ア 小・中学校での学習支援  小中学校での日本語指導はどのような形で行われているのか。 小中学校内での教育に関しては、新規事業がないが、何かできることはないのか？  また、図書館や公民館との連携でできることはないのか。	・日本語指導が必要な児童生徒に対する対応としては、各学校で「特別の教育課程」を編成し、目標や指導内容等を家庭、本人と学校が相談しながら「個別の指導計画」を作成して学校体制で指導をしております。また、外国人児童生徒指導協力員や日本語指導のボランティア等と協力して支援体制を充実できるようにしております。 ・図書館や公民館については、児童生徒に対する日本語指導に関する支援事業がないため連携は難しいと考えています。	
50	P41	(2) 防災の周知 イ 外国人のための防災ガイドブックの発行、充実 外国人のための防災ガイドブックを図書館や公民館など、地域で身近な公共施設にも配架すべきではないか？  ウ 多言語対応ハザードマップの作成 英語・中国語以外にも必要である。	(イ) 外国人のための防災ガイドブックの発行、充実 「外国人のための防災ガイドブック」は、現在、各区役所や図書館にて配架しております。今後も外国人市民に情報が行き渡るように、配架先の検討やホームページ等での情報発信に努めます。  ウ 多言語対応ハザードマップの作成 ご意見を踏まえ、検討してまいります。	
51	P47	小中学校での日本語教育の成果に対する目標を掲げるべきである。子ども達への日本語教育が小中学校に丸投げ状態なのであるなら、現場はきちんとした目標を立てて指導に当たるべきである。	・日本語指導が必要な児童生徒に対する対応としては、各学校で「特別の教育課程」を編成し、目標や指導内容等を家庭、本人と学校が相談しながら「個別の指導計画」を作成して学校体制で指導をしております。	
52	P32	私が所属している任意団体千葉県JSL児童・生徒支援の会は教育委員会からの依頼で学校派遣型の日本語学習支援をしていますが、他にも個人で学校の依頼で日本語の支援をしている方が大勢いらっしゃいます。 このような有償ボランティアはアクションプランのどこにも記載がありませんが今後は不要だとお考えでしょうか。  (ア) 外国人児童生徒指導協力員だけでなく、日本人日本語指導員の派遣もお考えいただきたいと思います。	(国際交流課) 外国人児童・生徒の日本語学習を担っていただいているボランティアの皆様の活動に大変感謝いたしております。いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。 (教育指導課) 日本語指導員の派遣についてですが、今後検討をしていかななくてはならないことと考えておりますが、日本語指導を担える人材の確保や育成等に課題があるため、現在は難しいと考えております。	
53	P32 P33	児童が多い小学校だけでなく、千葉市に転入した時点で一定期間日本語初期指導が受けられるプレスクールを設置していただきたい。 また、中学生の通級教室だけでなく、小学生にも平日放課後の時間に日本語指導の受けられる拠点を作ることをお考えいただきたい。	・プレスクールの設置については、集住地域と散在地域があること、プレスクールへの通学に関し送迎が必須となることから、千葉市として設置が難しいと考えています。外国にルーツを持つ児童生徒への支援については、「外国人児童生徒指導協力員の派遣」「中学生対象の学習言語の習得を目指す通級指導教室の運営」「日本語指導の必要な児童生徒が多く在籍する学校への日本語指導担当教員の配置」をしております。その他、日本語指導のボランティアの依頼、大学生への日本語指導のボランティアの依頼についても実施して、基本的には学校での支援体制を充実できるようにしております。 ・小学生の平日放課後の時間に日本語指導が受けられる拠点についてですが、公共交通機関を利用して安全に通級できることを条件として考えられます。このため、この条件に沿わない場合は保護者の送迎等が必須となるため、設置することは難しいと考えております。	

千葉県多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)・千葉県多文化共生推進アクションプラン(案)に対する意見の概要と市の考え方

No	該当頁	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
54	P34	小・中学校以外での学習支援の対象者は大人限定でしょうか。学校外でも小・中学生の支援希望は多いのですが、今のと通級教室だけで、他は地域のボランティア団体が開催している日本語教室のみです。子ども達も平日の放課後の時間帯やオンライン支援に含めていただきたいと思います。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
55	P44	千葉県国際交流協会に日本語支援者として登録していますが、一度も依頼は有りません。 しかし学校や地域では学校外で日本語を教えて欲しいと声がかかります。 千葉県国際交流協会は現在大人学習者とボランティアのマッチングだけをしていらっしゃるが、子どものマッチングにも注力していただきたいと思います。 千葉県JSL児童・生徒支援の会には文化庁地域日本語コーディネーターが3名おり、2013年より千葉県教育委員会からの依頼で千葉市立小中学校在籍の学習者とのマッチングを行っていますのでこれまでに蓄積したノウハウをぜひご活用いただきたいと思います。	千葉県国際交流協会に日本語支援者として登録いただきまして、ありがとうございます。日本語支援者として登録いただいた方々の活躍機会の創出について、国際交流協会と共に検討してまいります。いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	
56	ー	今年度(R4年度)は千葉県JSL児童・生徒支援の会には毎月日本語教師の有資格者から学校派遣の日本語支援をしたいと問い合わせがあります。中には教員免許も持っている方もいらっしゃいますが、それらの方々からの問い合わせに答える窓口が行政には有りません。(教育委員会や国際交流協会をたらいまわしにされた挙句私共に問い合わせしてこられています。)また、学校派遣での日本語指導は外国人児童生徒指導協力員と違い有償ボランティアという立場ですので、生業として成立せず結果として入会を見合わせられ、若い優秀な人材が定着しにくい環境にあります。 高齢化にあえぐボランティア団体の中にあって、千葉県JSL児童・生徒支援の会は現役世代から興味を持たれている団体ですが、弱小ボランティア団体1つだけでは出来ることは限られています。それぞれの得意分野を活かして活動できるよう千葉市内の多文化共生に関わる団体が情報共有の出来るプラットフォームを行政が主導して作っていただきたいと思います。	いただいたご意見は、今後の個別施策の検討や推進の参考とさせていただきます。	